

資料4

審査委員会設置要領

【資料4】

平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託企画提案審査委員会設置要領

（設置及び所掌事務）

第1条 平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託企画提案業務に関する企画提案内容の審査及び受託候補者を選定するため、平成31年度秋田県広報紙企画制作業務委託企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1）有識者
- （2）広報広聴課長が指名する者
- （3）広報広聴課長

2 第1項による委員は、広報広聴課長が委嘱する。

（運営）

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は広報広聴課長とする。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員会の事務局は、広報広聴課に置く。

（会議）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審査の実施方法）

第5条 審査は、企画提案書及び見本作品によるプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は、次条に定める審査項目に基づき総合評価を実施する。

（審査項目）

第6条 審査の審査項目は、次のとおりとする。

- （1）広報紙の企画・構成本力

- (2) 広報紙の表現・デザイン力
- (3) 広報紙の取材・文章力
- (4) 業務の制作体制と実績

(受託候補者の決定方法)

第7条 受託候補者は、審査内容に基づいて総合的に評価し、審査委員による協議の上、決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年12月25日から施行する。